

平成26年 教育委員会第7回定例会 会議録

日 時 平成26年4月22日（火）

午後3時00分～午後4時03分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化スポーツ課】

(1) 『議案第25号』千代田区社会教育委員の委嘱

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

【指導課】

(1) 平成26年度全国学力・学習状況調査の実施

【文化スポーツ課】

(1) 第2次千代田区子ども読書活動推進計画の策定

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 平成26年度教育委員会における検討課題

(2) 教育委員会行事予定表

(3) 広報千代田（5月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（13名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行

学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二
文化スポーツ課長	大塚 立志
図書・文化振興担当課長	柳 晃一

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

- 近藤委員長 時間になりました。開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承いただきたいと思います。
ただいまから平成26年教育委員会第7回定例会を開会します。
初めに、子ども総務課長より報告がございます。
お願いします。
- 子ども総務課長 皆様既にご存じのことと思いますが、市川正委員におかれましては、去る4月13日にご逝去されましたことを、ここに改めてご報告申し上げます。
- 近藤委員長 ありがとうございます。
ここで、教育委員会として故市川正委員のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。
恐れ入りますが、ご起立のほどお願いいたします。
黙祷。
- （黙 祷）
- 近藤委員長 黙祷を終わります。ありがとうございます。
それでは、議事に入ります。
本日、欠席はございません。
今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。
- 古川委員 承知しました。
- 近藤委員長 また、3月31日開催の第1回臨時会の署名委員は、市川委員となっておりますが、市川委員による署名ができないため、第1回臨時会の署名委員を島崎教育長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。異議はございませんか。
- （異議なし）
- 近藤委員長 異議はないようですので、島崎教育長にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案

文化スポーツ課

(1) 『議案第25号』千代田区社会教育委員の委嘱

近藤委員長

日程第1、議案に入ります。

議案第25号、千代田区社会教育委員の委嘱について、文化スポーツ課長より説明を願います。

文化スポーツ課長

それでは、議案第25号、千代田区社会教育委員の委嘱について、議案提出のご説明をさせていただきます。座ったまま失礼します。

千代田区社会教育委員でございますが、社会教育法、千代田区の生涯学習推進委員等設置条例に基づき、学識経験のある者、それから、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者をもって構成しております。委員の任期は2年で、6名以内となっております。今般、社会教育委員について、資料、下表のとおり、6名の委員を委嘱したいので、議決をお願いしたいと考えております。

なお、委任期間は、千代田区生涯学習推進委員等設置条例第5条3項に基づき、平成26年5月16日から平成28年3月31日までとなります。

この5月16日でございますが、第1回の生涯学習推進委員会議に引き続きまして、第1回の社会教育委員会議におきまして、委嘱状の交付と第1回の会議を予定しているところでございます。

この6名の方の経歴でございますが、まず1番目の佐藤晴雄さんですが、現在、日本大学文理学部教育学科教授ということで、区分で申しますと、学識経験者からの選出となります。第8期、第9期の社会教育委員もやっていたところでございます。

続きまして、入澤充さんです。国士舘大学法学部の法律学科の教授でございます。こちらの方も、区分で言いますと、学識経験者でございます。こちらの方は、第9期、前期に引き続き社会教育委員をお願いするものでございます。

3人目の五島愁子さん。こちらは、千代田区スポーツ推進委員協議会より推薦をいただいている方でございます。区分で言いますと、社会教育関係者となります。五島さんは、今回新たに委員としてご推薦をいただいた方でございます。

続きまして、4人目の谷真理子さん。千代田区青少年委員会よりご推薦をいただいた方でございまして、区分で申し上げますと、家庭教育関係者ということになります。谷さんにおかれましては、第7期から3期連続、第9期まで社会教育委員をしていただきまして、今回またご推薦をいただいたところでございます。

5人目の勝部純明さんです。暁星中学・高等学校長でございまして、学校教育関係者ということで、東京都私立中学高等学校協会第1支部、これは千代田、中央、文京で構成している第1支部からご推薦をいただいたところ

でございます。勝部さんは、新規に委員としてご推薦をいただきました。

最後の6人目でございますが、浅川宏さん。千代田区立麹町小学校校長でございます。区分は学校教育関係者ということになります。今年度、千代田区小中学校長会からご確認の上、推薦していただいているところでございます。

以上の6人を、平成26年度・27年度の2カ年にわたる社会教育委員として委嘱するということを議案としてお諮りしたところでございます。何とぞ提案どおりご議決賜るよう、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問等ありましたらお願いいたします。

2枚目に、資料として、人数、任期、あとそのほかもろもろのことが記載されていますといいましょうか、根拠になることが記載されております。

いかがですか。ご質問等ございますか。

特になければ、採決に入ってよろしいですか。

どうぞ。

中川委員

参考までに伺っておきたいんですが、「社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には」ということですね。

文化スポーツ課長

はい。

中川委員

今、補助金をどのような事業に交付していらっしゃるのか。

文化スポーツ課長

中川委員のご質問にお答えします。平成25年度の実績でございますが、日本ボーイスカウト東京連盟千代田第1団、同じく日本ボーイスカウト東京連盟千代田第6団、それから、千代田区海洋少年団、千代田区少年少女指導者協議会、千代田区スクランブル生活学校、この5つの団体に対する補助金交付に関して、平成25年度ご審議いただいたところでございます。本年度におきましても、以上の5団体が予定されているところでございます。

よろしいでしょうか。

中川委員

ありがとうございました。

近藤委員長

そのほかはいかがですか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、採決に入ります。

議案第25号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

文化スポーツ課長

ありがとうございました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

指導課

(1) 平成26年度全国学力・学習状況調査の実施

文化スポーツ課

(1) 第2次千代田区子ども読書活動推進計画の策定

近藤委員長

続いて、日程第2、報告に入ります。

子ども総務課長

初めに、子ども総務課長より報告を願います。

それでは、子ども総務課からの報告事項でございます。

既に委員の皆様、新聞報道等でご存じかと思いますが、現在開会中の第168回国会におきまして、教育委員会制度の改正を内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が提出され、現在衆議院において審議中です。本日は、この法律案の概要について、現在事務局でわかっているところではございますが、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料をご覧ください。

初めに、改正の趣旨ですが、資料の冒頭の趣旨のところに記載してございますように、特に地方教育行政における責任の明確化、危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化、こういった現在の地方教育行政及び教育委員会制度の問題点として指摘されている事項につきまして、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、いかに課題を克服していくかという、そういったところに対応するための改正ということでございます。また、危機管理体制の問題の1つでもございますが、緊急事態における国の関与の見直しを行う、そういったことも内容とされております。

次に、改正の概要に入ります。

まず、地方教育行政における責任を明確化するために、現在の教育委員長と教育長を一本化する新たな教育長という職を置くこととなります。具体的には、教育委員会は、教育長と4人の教育委員で構成され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなり、教育委員長という職はなくなります。したがって、改正法のもとでは、教育長が教育委員会の責任者ということになります。その教育長ですが、現在は教育委員の中から教育委員会が任命しておりますが、改正法のもとでは、首長——区長です、区長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行うこととなります。また、教育長の任期は4年から3年に短縮されます。委員の皆様の任期は、引き続き4年ということになっております。教育委員会は、改正法のもとでは、教育委員長ではなく、教育長が招集することになりますが、教育委員も委員会の招集を教育長に求めることができるようになっております。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する義務を負うこととなります。

第2点目といたしまして、総合教育会議というものが設置されることとなります。総合教育会議は、首長、区長が設置するもので、区長と教育委員会

で構成されることとなります。この総合教育会議におきまして、教育委員会と区長が協議して、教育の振興に関する施策の大綱を策定します。この大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針——国の教育振興基本計画のことですが、これを参酌して、区長が定めるということになります。この大綱に基づいて、今後は区の教育行政が進められていく、そういった形になります。総合教育会議では、大綱の策定のほか、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置、これらについて協議・調整を行います。

3点目といたしまして、国の是正の指示の規定を見直し、いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化いたします。

また、その他の事項といたしまして、総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録の作成と公表が努力義務として明記されます。

法律の施行日は、平成27年4月1日となっておりますが、現在の教育長が委員としての任期の間は、従前の例により在職するということとなります。

また、今回の改正後も、引き続き教育委員会は、地方教育行政の執行機関として位置づけられるものでありまして、職務権限はこれまでと変わりはありません。また、委員の皆様の役割も現在と同様ということになります。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問ございますか。

どうぞ。

中川委員

この間、東京都の教育施策連絡協議会に行ってきたんですけども、そのときにいただいた資料で、東京都教育委員会委員の竹花豊さんが、「教育委員会を執行機関とする現制度の存続を」と題して現行制度はすぐれもの、運用次第で十分やっていけるという文章を出していらっやいました。それを讀むと、なぜ改革しなければいけないのかと、現在まで続いている教育委員会制度のすぐれた点をあげておられます。改正にあたっての趣旨説明の中に、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築というのがあるのですが、それは大津の事件での教育委員会の対応があまりにも教育現場とかけはなれていたことなどがあったと思うんですが、どんなに制度が変わったとしても、教育行政の安定性、継続性を守り、教育現場を混乱させないということと、それから、現制度の根幹である教育委員会が教育行政の執行責任者であることは確保されることが必要であるということは、ぜひ守っていただきたいなということを感じております。

近藤委員長

いかがですか。

それぞれ発言はないようですけども、お考えというのはお持ちだと思っんですね。例えば、私なんかは、学校の教員でしたけれども、学校教育に長く携わりを持って、その後、教育委員に任命していただいて活動させていた

だっているわけですが、やっぱり現状の教育委員長の立場と教育長の立場というんでしょうか、責任の所在が一本にまとまっていないところですね、組織的に、おかしい部分というものはあるのではないのでしょうか。戦後すぐの地教行法は政治と教育の分離が立て前であり、議会への議案提出権に基づく予算要望というんでしょうか、そういうものがあって、非常に教育委員会の立場が強い時期があったんですね。それで議会がうまく動かなくなるという時代があって、2年ほどで地教行法は改定になっているんですね。それが現在の地教行法です。そして現在、教育委員長と教育長の責任の所在がはっきりしないという言われ方をしますけれども、一本化して動いていくということについては、私個人は賛成の立場なんですね。ただ、教育が、首長の意向が大変強くなってしまふ部分があるということについては課題があると思いますし、今ご説明いただいた中で、趣旨どおりにうまく運んでいけば、全然問題はないんであると思います。そのあたり、これからの運用上のことで多少危惧する部分はありますけれども。

そのほかいかがでしょうか。ご質問等ございますか。

教育長、ございますか。

教 育 長

私も、中川委員がおっしゃったように、竹花さんのこの前の会議の意見表明の文書を拝見して、同感するところがあって、もっともなご意見だと思いました。教育委員会制度の意義なり役割なりを、竹花教育委員ご自身が非常にきちんと評価されていて、私も納得、うなずくところが非常に多い文面でした。まだこれ法案段階ですけども、教育委員会制度の持つ意義なり役割なりは、今後、きちんと教育委員なり教育長として認識しつつ、対応していく必要があると思っています。

一方で、この間のさまざまな事件等を振り返ると、常勤職としての教育長の役割なり責任というのは非常に重いものだと私自身思っていて、常勤としての役割を踏まえつつ、さまざまな事態に対処して、また、案件によってきちんと教育委員会にご報告したり、ご相談しながら進めていく必要があると思っています。

この法案は、今、衆議院で審議されていますけれども、十分私もまだわからない部分もあって、例えば、首長が総合教育会議において、教育の振興に関する施策の大綱を策定するという事になってはいますけれども、現行でも、地方公共団体には、教育振興基本計画策の努力義務があります。ですから、この大綱と区の教育振興基本計画、千代田区で言えば、共育マスタープランになりますけれども、その関係性をどう整理していったらいいのかとか、私自身もまだ不明な部分がありますので、今後そういったところも含めて、法案の審議等に注視しながら確認して、法案が成立した場合にはきちんと対応させていただきたいと思っています。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

(な し)

近藤委員長

では、なければ先へ進んでまいります。

次に、指導課長より報告を願います。

指導課長

平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について、教育委員会資料に基づきご説明、ご報告を申し上げたいと思います。

資料の構成ですけれども、A4、1枚で、調査についてというものが1枚ございます。それと、もう1枚目が、今回、結果の公表の取り扱いについて実施要綱が改定されておりますので、その主な改定の内容について取りまとめたものでございます。3点目が、左肩ステープラーどめになっている資料で、実際文部科学省から出されました実施要領の写しでございます。

それでは、1枚目の資料をご覧ください。

この全国学力・学習状況調査の目的でございますけれども、学習状況をしっかり把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、検証サイクルを確立するというものが1点。

もう1点は、やはり学校における児童生徒への教育指導の充実並びに学習状況の改善等に役立てるという大きな目的、2つをもってして実施されているものでございます。

今年度につきましては、今日、4月22日火曜日、本日実施されたところでございます。14時40分現在の報告によりますと、事故なく終了したという報告が教育委員会に各学校から来ておるところでございます。

3点目、対象学年及び人数でございますが、対象学年は、小学校では6年生、中学校・中等教育学校では3年生になります。それぞれ人数は、6年生が424人、中学校・中等教育学校3年生は363名を対象としてございます。なお、この数字は4月22日現在の数字でございます。

4点目の調査内容でございますが、教科の調査と意識調査の2つに大きく分かれております。

まず、1点目の教科等につきましては、国語、それと、小学校では算数、中学校では数学の2教科になります。この2教科の中でも、主として知識に関する問題、いわゆるA問題、もう1点は、主として活用に関する問題、いわゆるB問題になっております。本日、委員の皆様には、机上に問題文、それと意識調査を配付しておりますので、改めてお目通しいただければと思います。

調査の内容の2つ目ですが、意識調査です。こちらは、生活習慣や学習環境等に関する質問紙、実際に子どもに質問して答えてもらうという調査でございます。その内容は、学習意欲だとか学習方法、学習環境、生活の諸側面でございます。こちらも配付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

5番目の公表についてです。

まず、国の公表の仕方です。国の全体の結果、それと国立、公立、私立学校別のもの、それと、都道府県ごとの公立学校全体の各状況について調査結

果を公表するとなっております。

次に区ですが、これまで千代田区といたしましては、学校の序列化につながることを大きく懸念いたしまして、各学校ごとの結果の公表はしておりませんでした。後ほど説明を申し上げますので、ご協議いただければと思います。

最後に、6点目、分析・活用です。これは、学力と生活習慣、学習習慣、あるいは指導方法、教育条件などの相関関係を分析することです。

また、学級・学年についても、理解の状況を把握し、きちんと観点別の課題等を分析し、指導法の改善に役立てるといったものでございます。

そして、やはり個人に結果を返さなければいけませんので、個票をもとに個別面談、児童生徒と先生による個別面談等で、本人や保護者、学習面の助言をするというものでございます。

2枚目をご覧ください。

こちらは結果公表の取り扱いについてということで、今年度からの学習状況調査、いわゆる全国学力テストの実施要領が改訂された内容を取りまとめたものでございます。これまで都道府県や区市町村教育委員会に対しては、この実施要領上、区市町村や域内の学校の名前を明らかにした結果の公表は認めてきませんでした。しかし、昨年度の議論の中で、保護者や地域住民に説明責任を果たすためには、それぞれの判断において公表することを可能としました。ただし、公表する際には細かな条件をつけてございます。

実施要領で言いますと、3つ目の資料の5ページをご覧ください。5ページの7の(5)の(ア)、(イ)となっております。5ページの(ア)と(イ)をご覧くださいますと、(ア)は、都道府県教育委員会においてはという定めがあります。(イ)が、市町村教育委員会、千代田区においてはこちらに該当するかと思います。

なお、細かな条件というのが、6ページ、次のページの四角囲みにあります(エ)の部分になります。こちらについて、詳細の説明は後ほどいたします。

もう一度、2枚目の資料にお戻りいただいてもいただけますでしょうか。では、その実施要領が改訂された内容でございます。

実施要領7の(5)のア、結果の取り扱いの都道府県教育委員会です。

①、丸の1つ目、区市町村の状況及び区市町村の学校の状況結果につきましては、区市町村教育委員会の同意を得ることで可能となります。つまり千代田区が同意をすれば公表することはできます。逆もあります。学校の状況、これは都道府県立学校のことについてでございますけれども、こちらは都道府県教育委員会の判断となります。各学校へ自校の結果を公表しなさいという指示を出す場合には、先ほど申し上げました細かな条件を順守するように指示をすると。(2) 区市町村教育委員会、こちらは実施要領7の(5)のイの部分になります。区市町村教育委員会の公立学校全体の結果並びに区市町村立学校の各学校の状況については、区市町村教育委員会の判断によると

いうものでございます。具体的に、千代田区全体の結果、それと千代田区の各学校の状況については、千代田区教育委員会の判断によるものであると。公表するという判断であれば公表する、公表しないという判断であれば公表しないというものでございます。各学校への自校の結果についての公表については、細かな条件を順守するよう指示をするというものでございます。

なお、こちらは、「遵守」の「遵」の字がちょっと違っておりでございますので、改めて訂正いたします。

2番の公表する際の条件でございます。こちらが、先ほど申し上げました細かな条件、実施要領7の(5)の(エ)の部分でございます。調査結果の公表を行う場合には、以下のとおり行うこととして、6つの条件が出されてございます。

まず1点目、公表する内容や方法は、教育上の効果や影響を考慮して適切なものとなるように判断すること。それと、2点目は、単なる平均正答数、正答率などの数値のみの公表は行わず、必ず分析結果、今後の改善方策もあわせて示すというもの。3点目、事前に学校と公表内容や方法については十分相談をすること、そして、教育委員会としての改善方法も示すこと。また、数値について一覧での公表や順位を付した公表は行わないこととしていきます。4点目、調査結果は学力の一部分であること、また、学校の教育活動の一側面であることなどを必ず明示すること。5点目、例えば子どもの数が少なかったりだとかした場合は、個人が特定するおそれがある場合は公表しないというふうになっております。最後の6点目ですけれども、やはり個別の学校や地域の実情に応じて結果を公表しないなど必要な配慮を行うこと、という細かな条件を付して、公表するか、しないかを判断していただきながら、公表する場合には、この細かな条件をきちんと守ることというのが今回の実施要領の改定でございます。

この調査結果につきましては、例年どおり、9月ぐらいになるでしょうか、当委員会でもご報告をしたいと思いますが、まずここでは、ご報告とともに、調査結果の公表について、本日結果が出るかどうかわかりませんが、委員の皆様にご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協議のほどお願いいたします。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。まず、ご質問ございますか。説明いただいた中でのご質問ございますか。

(なし)

近藤委員長

質問がなければ、指導課長が最後に話されていたといいませうか、結果が9月ごろにははっきりする、その公表の仕方ですね、仕方について何かご意見がありましたらお願いいたします。

難しく考えて、理屈づけを考えていくと、発言が難しくなってしまうなというところが、正直なところありますので、感覚的な部分でも結構だと思

ます。何がしか一言ぐらいずつでもお話ししたほうが、この後、指導課長が事を進めるに、ある程度方向性を持って進めることができるのかなとも思います。もう本当に感覚的なもので結構だと思います。

どうぞ。

中川委員

千代田区の小学校8校、中学は2校、それに中等を含め3校という中で、ここがいい、ここは成績がよかった、悪かったとかということは言わなくていいのでは、と思います。千代田区の教育は、全体として、先生方も一生懸命やっつけて、いい教育をしていると思っていますので、個別に公表する意味はないと私は思っています。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがですか。

古川委員

私も、もちろんといますか、各校ごとの公表はするべきでないと思っています。記述にもありましたが、各校ごとのいろいろな分析はもちろんだんどん進めていただきたいと思いますが、各校ごとでなく、千代田の状況としてならいいと思うんですけども。

以上です。

近藤委員長

感覚的に一言でもというふうにして、お二人の方がお話しされたから、私もしゃべらないと怒られちゃうんですが。

私も、結論からいくと、学校ごとの公表はすべきではないと考えています。というのは、そんなに難しい理屈じゃなくて、今の義務段階の学校というのは、強いて分ければ、習得主義ではなくて履修主義ですよ。学校の中で何を身につけたか、これこれこういうものを身につけたから、修了して、上の学年に進級するとか、学校を卒業するとかという考え方ではなくて、ある日数、特定されているわけではないけれども、ある日数出席をして、学校教育を受講していれば修了なり卒業なりが可能だという考え方、システムであるということ。

それと、もう一つは、中学校のほうですが、学力の高さを求めて選択するという状況があるわけですね。これが必ずしもいい形になっていない、正常な形での選択になっていないような部分というのも多分にあるのではないかと思います。そういう中で、学校の得点、要するに数値にあらわれる意味での学力と称される得点なんかを公表していくということは、いい結果には結びついていかないんじゃないかと考えます。

学校ごとの公表は、私は反対ですね。

教育長は何かございますか。

教育長

まず、この全国学力・学習状況調査は、この資料の1枚目の一番上のところに書いてあるとおり、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証サイクルを確立する。それから、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるという目的のもとに行われる調査です。この目的を考えたときに、学校ごとの結果の公表というのが、す

ぐに目的から導き出されるものではないと思います。

この2枚目の資料の公表する際の条件の(4)に書いてあるとおり、まさに調査結果は学力の一部分であって、学校の教育活動の一側面であるということが大事だと思います。さまざまな状況の中で、学校ごとにそれぞれ努力し、また、子どもたち1人1人も日常的に勉学に励んでいる中で、個々の学校の状況とか、あるいは個々の子どもたちの状況を十分に斟酌することなく、学校を一からげにして結果を公表するというようなことは、公教育の活動にとって、私は好ましくないだろうと思います。特に、2の(6)に書いてあるとおり、個別の学校や地域の実情に応じて結果を公表しないなど必要な配慮を行うと書いてありますけども、千代田区は大変学校数も少ない中で、結果だけがひとり歩きして、学校なり子どもたちの意図と違うような形で、学校の活動なり子どもたちの努力が評価されてしまうということは、非常に学校としても子どもたちとしても、ある意味では不本意だと思いますので、私はこの学力テストの結果については、千代田においては公表すべきではないと考えています。

近藤委員長

ありがとうございました。
一言ずつご意見をいただきました。
どうぞ。

古川委員

追加で。学校ごとの公表は私もいいと思わないんですけども、保護者の立場で、もし公表されて聞いたとしても、メリットの部分は結局は余りないように感じます。公立の学校というか、義務教育の間とかは、地域の学校を大事にしてほしいと思うので、公表したことによって、地域の学校を大事にするという思いによくない影響があると嫌だなと感じます。

千代田は校数も少ないですし、それに、学校ごとの差もあるのかもしれないですけども、その差がないように、それぞれの結果の分析は進めて活かしていただきたいと思います。地元に住んで、地域の学校を大事にしてほしいと思っています。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。
それでは、一言ずつ現状でのご意見をいただきました。先ほど、結果がまとまるのが9月ごろではないかという話がありましたので、また、時期が近づいたときには、今日のご意見をもとにしながら、原案が出てくるものと思います。そこで、再度議論を加えればいいのかと考えます。

では、先へ進みます。

次に、図書・文化振興担当課長より報告を願います。

図書・文化振興担当課長

それでは、文化スポーツ課の報告事項です。3月の教育委員会でもご報告しましたように、組織改正により図書館事業につきましては、文化スポーツ課の所管となっております。

それでは、第2次千代田区子ども読書活動推進計画の策定について、ご報告します。

千代田区では、子どもの読書活動を推進していくために、平成19年3月に千代田区子ども読書推進計画、平成19年度から平成21年度までの3カ年計画を策定しまして、子どもの読書活動の推進に係る事業等に取り組んでまいりました。昨年度、この子ども読書活動推進計画によるこれまでの活動を評価して、成果と課題をまとめるとともに、今後の活動の基本方針である第2次千代田区子ども読書活動推進計画、今回は平成26年度から平成30年度までの5カ年計画の策定につきまして、今年の1月28日開催の教育委員会にも計画案をお諮りし、ご承認をいただいたところでございます。その後、首脳会議、議会報告、パブリックコメントを経まして、第2次千代田区子ども読書推進計画を本年3月に策定いたしました。本日は、計画冊子及び概要版をもってご報告させていただくものでございます。

1月28日の教育委員会にご報告した内容から、特に大きな内容の変更はございませんでした。若干にてをはの変更をもってのみの修正を行っています。

当該計画の推進につきましては、今後、校園長会や学校図書館連絡会を通じまして、学校現場にも広く周知を図りながら、千代田図書館に設置しました読書活動振興センターが子ども・教育部学校現場と連携・協力しまして、図書館司書の学校への派遣など読書振興に係る各種事業を行って、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

内容につきましては、前回ご報告したとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきたいと思えます。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

どうぞ。

中川委員

この千代田区読書振興センターですけども、もう少し具体的にちょっと教えていただきたい。

図書・文化振興担当課長

千代田区読書振興センターというものは、千代田図書館に設置されました機関でございます。ご案内のとおり、千代田図書館につきましては、平成19年から指定管理者に運営を委ねているところでございまして、読書振興センターには、現在11名の図書館司書がおりまして、その方が中心になって学校への司書派遣を行って、支援をさせていただいているところでございます。

中川委員

支援の中心的な役割を果たしているということですね。

図書・文化振興担当課長

そういうことです。

中川委員

ありがとうございます。

近藤委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

古川委員

まず、第1次計画の成果と課題のところ、学校等への司書派遣の開始・拡充とありました。私は、今、子どもを区内で子育て中なんです、子どもの学校で司書ボランティアをしまして、読書活動に関するいろんな活動

をしているんですが、司書の先生がいらっしゃるようになってから、学校の図書が整備されていった、その変化がはっきりとわかります。肌で感じてきています。本当にとても成果が上がってきていると思います。

あと、これからの具体的な取り組みで、読書習慣の継続性を重視し、子どものみならず大人も対象に含めるとありますが、子どもが読書に親しむためには、まず、幼児期でしたら読み聞かせが有効だとよく言われていますが、私も、自分が余り本を読まなかったので、子どもには読み聞かせをしていました。結果は、2人いて、もう1人は本を読むようになったんですが、同じように読み聞かせをしても、もう1人はあんまり本を読まないです。その読み聞かせの時期から過ぎていって、家庭環境なんですけども、大人が本を読めば、子どもも本に興味に向くと思うんですね。読み聞かせの時期が終わったら、終わったらというか、終わる前からずっと、大人も読書する姿を見せていかないといけないと思っています。なので、大人も含めて、大人に向けてのいろいろな講座なども企画していただいている、いろいろ親まで面倒を見ていただいて、申しわけない気もしますが、ありがたいなと思っています。

近藤委員長 ほかにはよろしいですか。

(なし)

近藤委員長 特になければ、先へ進んでまいります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 平成26年度教育委員会における検討課題
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田(5月5日号)掲載事項

近藤委員長 その他報告事項に入ります。

最初に、子ども総務課長より報告をお願いします。

子ども総務課長 それでは、その他事項ということで、子ども総務課からご報告申し上げます。

まず、第1点目、こちら、資料ございませんが、平成26年度教育委員会における検討課題ということをお今日は上げてございます。

先ほど教育委員会制度の改正についてご報告申し上げましたが、今後教育委員会におきまして、いろいろと実質的な議論、トピック的なものについて、突っ込んだ議論、そういったことを行っていただきたいと思いますと考えておりまして、どういった課題を今後検討していくかというのを、通年検討していくような課題を事務局でもピックアップいたしまして、次回以降提示させていただきますが、委員の皆様でこういった課題は教育委員会で今年度議論すべきであるとか、こういったことを情報提供してほしいとか、そういったことがもしございましたら、この場で言っていただいても結構ですし、

後ほど事務局にお申し出いただいても結構ですので、そういったご提案をよろしく願いいたします。

それから、続けさせていただきますが、2点目の教育委員会の行事予定、それから広報千代田の掲載事項、こちらについては本日おつけしております資料のとおりでございます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

特に1点目、課長がおっしゃった趣旨をご理解いただいて、私どものほうから、何かございましたら、課長のところに直接連絡をすればよろしいですね。

子ども総務課長

お願いします。

近藤委員長

お願いしたいと思います。

では、先へ進みます。

報告は以上の3件ですね。

そのほか、各課長さんからで、緊急の何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、教育委員から何かございますか。

どうぞ。

中川委員

1つ質問が。保育園の件ですけれども、富士見町に新しく「ハイブリッドマム」という保育園ができましたよね。結構高い保育料でもって、いろいろなプログラムが用意されている。

子育て対策担当課長

認可外。

中川委員

認可外ですね。あれも、区は補助をしていらっしゃるんですよね。

子育て対策担当課長

当該の場所、ハイブリッドマムという認可外の保育施設ですが、3月からオープンして、4月からは区の補助対象の保育室となっております。

保育料についての補助をやっていく形になっております。また、運営にまつわる事業者への補助も行います。

中川委員

補助をするのはいいんですけども、保育の内容が千代田区の子どもたちに、余り差があってはいけないんじゃないかなと思うのと。ちょっと認可外の保育園と、それから認可されている保育園の状況というのは、私たちも知らなきゃいけないなというのを思っていて、保育園をいろいろ見せていただく機会を増やしていただきたいなと考えています。

子育て対策担当課長

施設見学会みたいな形でよろしいのでしょうか、それとも——実は相当数ございまして、先日も我々で回ったんですが、9所、12所で、21所ぐらい回ったので、それだけでも1日かかり……

中川委員

かかりますよね。

子育て対策担当課長

ええ、そうですね。1日以上かかってしまったので、2日に分けて行ったんですが。もちろんご案内することは可能なんですけど、何カ所かピックアップして行かれたほうがよろしいのか、それとも全体を見たいのかといったと

ところで、そこは少し難しいかな、時間的に難しいのかなというところはございます。

中川委員 要は、見学するかしないかは別として、どのように保育がなされているのかというのをやっぱり私たちも把握しておかなければいけないと思います。子ども支援課ではもちろん十分把握していらっしゃるでしょうが、これだけいっぱいあると、目が行き届かなくなる危険性もありますので、じゅうぶん気をつけていただきたいと思います。

子ども支援課長 今現在、子ども支援課におきましては、園長経験者の方が1人、巡回指導という形で、各園に行き様子を見ているというふうに対応しています。その中で園長経験者が、例えば具体的に園長に指示を、こういった工夫をしたらいいんじゃないかというようなアドバイスをしていると。実際にそのアドバイスに従って園運営をやっているという保育所もあります。

ですので、私どもも、確かにこれだけ、先ほど子育て対策担当課長から言ったように、園の数が多いですので、そういったところで、目を行き届かせるといったようなことでやってございます。

あと、随時、必要に応じて、保護者の方からのご意見等があれば、うちのほうから、指導員なり担当職員が出向いて、園の運営を、状況を確認しているというようなことをやっております。

中川委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

近藤委員長 今のお話は、以前、教育委員会でよく施設を見学して、その後、教育委員会を出向いたところで開くというような形で行っていましたが、ああいう形であると、それはそれでもいいんですが、時間的にも大変きついなと思いますから、計画的に日程をとってくれるのであれば、それこそピックアップをさせていただいて、午前何カ所、午後何カ所、じゃなかったら半日で、2日ぐらいに分けて、全部ということではなくて、特徴的なところ、おっしゃっていただければ、我々、多分可能だと思いますよ、一緒に回ることが。もし、ただ表面的に見るだけではなくて、さっきおっしゃった、幼稚園の園長さんが今、退職されて、指導員という形ですか、巡回なさっている、そういう日程に合わせて伺って、どんな指導があるのかということをお聞きすることができる、圧力を加えるということじゃなくて、我々が具体的な指導の場をのぞくことができるような状況でご一緒できるのであれば、それはそれでも構わないのかなと思っています。いずれにしろ、ちょっとそのあたり、計画をしてみただけですかね。

子ども支援課長 そうしましたら、例えば、できれば、行っていただければ、じっくり見ていただきながら、いろんな園、どんなふう運営しているかとか、今おっしゃったように、どういう指導をしているかというところをちょっと見ていただければと思いますので、1カ所がいいのか、2カ所がいいのか、ちょっとピックアップして、準備いたしまして、またご報告したいと思います。

近藤委員長 お願いいたします。

教育長 教育委員さんのそれぞれの予定等を踏まえ、それから視察をご希望される

施設等と、少し調整させていただいて、適当な時期に何か所かの施設をご視察いただく場を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

近藤委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、ほかには何かございますか。保育園のことではなくて、項目を変えた形でほかには何かございますか。

よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。